

女性活躍オフィス立地促進事業 補助金のご案内

概要

企業が県内に新たにオフィス等を設置し、県内在住の女性を新規雇用する場合に費用の一部を支援

女性とは、右記の
全てを満たす方

- 大学等(学校教育法第1条に規定する学校)の卒業・修了後5年以内の女性
- 雇用開始時点で県内に居住している女性

対象業種(事業を開始後、5年を経過している企業が条件)

日本産業分類上の…



情報通信業



学術研究、
専門・技術サービス業



製造業

補助対象事業

①【共通】県内にオフィス等を有していない企業、県内にオフィス等を有する企業

- ア. 県による事業計画の承認日以降、女性を「1人以上」「正規職員として6箇月以上」新規雇用する。
イ. 新設・増設したオフィス等で、被雇用者を5人以上(中小企業者の場合2人)配置する。
※このうち1名以上は、新規雇用した女性を配置することが条件。

②県内にオフィス等を有していない企業 ※上記の【共通】に加えての条件となります。

新たにオフィス等を設置するため、建物賃借、空き建物売買により、物件を取得して実施。

③県内にオフィス等を有する企業 ※上記の【共通】に加えての条件となります。

- 次のア・イのいずれかを満たす事業。ただし、全体の被雇用者数の維持が条件。
ア. オフィス等を増設するため、建物賃借、空き建物売買により、オフィス等を取得して実施する事業。
イ. 自己所有の空きオフィス等を活用して行う、女性の新規雇用の増加を伴う事業。

補助対象経費及び補助上限(最大2年間)

- 女性の新規雇用分の人件費
上限30万円/女性の新規雇用1人当たり(1社当たり5名分まで)
- オフィス等の賃貸費用(買取の場合を除く)
上限200万円/年



事業担当 福島県商工労働部 企業立地課

問合せ先 024-521-8523

福島県HP

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/jyoseikatsuyaku.html>

福島県 女性 オフィス 補助金

